

岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進 エクセレント企業 認定企業募集

岐阜県では、誰もが働きやすく、魅力的な職場環境づくりを進めるため、従業員の「仕事と家庭の両立支援」や「女性の活躍推進」などの取組みが特に優れている企業を「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」として認定しています。



〈認定のメリット〉

ワーク・ライフ・バランス（WLB）の取組みを進めることにより、企業のイメージアップ、優秀な人材の確保・定着、従業員の意識向上、業務の効率化につながるほか、岐阜県では、次のメリットを受けることができます。

イメージアップ に活用

認定証の授与に加え、
のぼり旗、シンボルマーク
を提供します。

求人に活用

県内ハローワーク、岐阜県中小企業総合人材確保センター、岐阜県保育士・保育所支援センターの求人票に「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」と表示できます。
※求人の際、求人票に記載する必要があります。

融資・金利優遇

岐阜県中小企業資金融資制度「SDGs推進資金」を利用できます。
提携金融機関から企業対象の資金融資や、従業員が利用する各種ローンで金利優遇措置が受けられます。

県の物品等調達 における優遇

※必ずしも発注があるとは限りません。

県やマスコミによるPR

取組事例集、新聞、岐阜県庁ホームページ、「ぎふジョ！」女性の活躍を応援するポータルサイト、YouTube（動画）などで紹介されます。

交流会・相談会 への参加

「エクセレント企業学習会」「エクセレント企業個別相談会」に参加できます。

注：メリットは変更する場合があります。

〈制度の概要〉

対象

- 岐阜県内に本社又は事業所を有する企業・団体

認定基準

- 『必要項目』を全て満たしていること
- ワーク・ライフ・バランス推進に向けた『評価項目』を一定水準以上取り組んでいること
- ワーク・ライフ・バランス推進に関して、他社の模範となるオリジナルの取組みを行っていること





岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進 エクセレント企業認定制度



〈認定審査のポイント〉

必要項目

- 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業に登録していること
- 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・労働局への届出・社外公表
- 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・労働局への届出・社外公表
- 従業員1人あたりの月平均所定外労働時間が45時間未満であること
- 全ての労働者、正規雇用労働者及び非正規雇用労働者の区分ごとに男女の賃金の差異の状況を把握していること

評価項目

1

労務管理

- 年休取得状況
- 年間休日数
- 所定外労働状況
- 所定労働時間

2

女性の活躍推進

- 女性管理職の登用
- 女性役員の配置
- 非正規雇用従業員の正規雇用化



3

育児支援

- 男性の育児休業の取得状況
- 女性の育児休業の取得状況

4

職場環境

- 職場研修
- 他の従業員による円滑な業務代行が可能な業務管理体制
- 従業員のニーズ把握
- 離職率

5

オリジナルな取組

- （テーマ例）
- 地域貢献
- 病気と仕事の両立支援策
- ダイバーシティ
- SNSの活用
- DX・ICTの活用による業務効率化
- 女性の活躍支援
- 資格取得支援

〈認定までの流れ〉

5~6月下旬

当該年度の募集要項をホームページ上で公表・募集開始

6月下旬

募集締切

7~8月

訪問調査(1回目)、申請担当者へのヒアリング

10月

訪問調査(2回目)、経営者へのヒアリング

11月上旬

取組みの最終報告

12月

審査・決定

2月

認定式

※おおよその目安です。

〈よくある質問〉

Q どのような審査で決まるのですか？

A 必要項目を全て満たしていることに加えて、評価項目に基づく取組状況とオリジナルの取組みを合わせて評価します。

Q オリジナルな取組みとは何ですか？

A ワーク・ライフ・バランス推進に向けた一律の評価項目では評価できない部分で、企業独自の優れた取組み、他の模範となる取組みのことです。

Q 評価項目に基づく取組状況は、満点を取らなければいけませんか？

A そのようなことはありません。申請時点で概ね5割、審査までに概ね7割以上、取り組まれていることが目安です。

Q 本社が他県にあり、岐阜県内には支店や営業所のみの会社でも認定を受けられますか？

A 認定は事業所単位でなく法人単位で行いますが、岐阜県内に本社がない場合であっても、岐阜県内に所在する支店や営業所をまとめて1社として認定を受けることができます。全社的な制度に加え、支店や営業所のオリジナルな取組みを評価します。

〈エクセレント企業の声〉

エクセレント企業であることを公に発信した結果、社員の自覚が高まり、仕事に意欲的な社員が増えた（金融業）

子育て支援に注力している企業としてPRすることができ、子育て期の社員の確保につながっている（製造業）

会社案内の時に、働きやすい職場であることをアピールできる（医療・福祉）

新聞掲載やTV番組の反響から、会社の知名度が上がったと感じる（建設業）

問い合わせ先

岐阜県子ども・女性部 男女共同参画推進課 両立推進係

〒500-8570 岐阜市薮田南2-1-1(県庁14階)

電話:058-272-8237(直通)

FAX:058-278-2611

E-mail:c11234@pref.gifu.lg.jp

岐阜県エクセレント企業

検索

